

青森県飲用井戸等衛生対策要領新旧対照表

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 衛生確保対策</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>ア. 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。</p> <p>i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びに<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）</u>その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。</p> <p>ii)～iii) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3) 汚染された飲用井戸等に対する措置都道府県等は、前記2)－③－ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤や<u>PFOS及びPFOA</u>その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4. 衛生確保対策</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 飲用井戸等の管理、水質検査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 飲用井戸等の検査</p> <p>ア. 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。</p> <p>i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。</p> <p>ii)～iii) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3) 汚染された飲用井戸等に対する措置都道府県等は、前記2)－③－ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場</p>

経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。